

1億以上で低入案件調査へ

不当廉売対策、強化が課題

公 取 委

公正取引委員会は、1日に開かれた自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟の制度検討部会で低価格入札問題への取り組み状況を報告し、国交省、農水省、都道府県、政令指定都市に対し、1億円以上の工事での低入札価格調査実施案件の報告を求めていることを明らかにした。各省庁などの回答に基づき調査を行った上で、独占禁止法上の不当廉売の観点から厳正な対処を行う意向を示した。公取委は公共工事の低価格入札での不当廉売に対してはこれまでに7件の警告を行っている

(02年に2件、07年に5件)。ただし、排除措置命令が行われたことはなく、部会会合では独禁法上の不当廉売のコンセプトや抑止機能の実効性を問題視する意見も出された。

公取委では、06年10月以降に国交省や都道府県に対し低入札価格調査制度に基づき調査対象工事の情報提供を要請。低価格入札で複数の物件を受注している事業者を調査。07年6月に不当廉売のおそれがある5件に警告を行っている。

国交省や都道府県が公取委に情報提供した低入札価格調査対象工事案件は約2300件にのぼる。会合では低入札価格ケースに対する対応措置として「2300分の5は少ない」と自民党側が指摘。これに対し公取委は、独禁法の不当廉売の

違反認定は「工事予定価格と比較した場合に」コスト割れしていないか、他の競争者に及ぼす影響の2点「が基準」と説明した。大手業者が関わる大規模案件や、繰り返し違反が同一業者が違反を繰り返したケースしか対応措置の狙いになることはなく、中小規模事業者の不当廉売ケースに対しては抑止機能が働かない。

自民党(独禁法調査会)では、今通常国会での独占禁止法改正に向けた議論を進めており、不当廉売対策と表裏一体で課徴金制度の内容を固める考えを示している。ただし、不当廉売の基準自体を改正することは議論されていない。このため、不当廉売への「厳正な対処」の実効性を高めるためには、より踏み込んだ公正取引の対応策が求められている。